

五日市漁港フィッシャリーナ（メイプルマリーナ）以下（管理者）
「フィッシングステーション」（遊漁船ビジター利用）使用規則

利用施設：海上棧橋 管理者の指定位置 共同使用区画（専用区画ではありません）（位置図参照）
但し、利用状況により管理が制限することがある

利用時間：乗船1時間以内 下船1時間以内 1日2回のみ係船 計1日2時間以内
但し、順番待ちの艇のある場合は、速やかに出船すること

乗客の待機：管理者指定の歩道を待機場所（位置図参照）とし、棧橋が混雑しないように船長が責任を持って
棧橋まで誘導すること
通行以外の棧橋入場ゲートの常時閉鎖を徹底し、マリーナ内の安全を確保すること

入出港の協力：遊漁船利用船舶の連絡簿を加盟船舶に配布するので
入出港時間を互いに調整し混雑の軽減に努めること
スムーズで安全な入出航を行うよう遊漁船同士がもやい取りの協力などを行うこと
係船場所が満隻の場合は待機場所で待機すること（位置図参照）

利用料金：係船料：月額 1艇1日あたりの艇長別ビジター係船料金×1/2 （ビジター料金表参照）
1日あたり1時間×2回を超過する係船利用の場合は日額の通常ビジター料金を徴収
船長専用の入退場カード1枚貸与
駐車料金：無料（管理事務所にて事前配布）

必ず船長及び乗客は「船名」を外から見えるように掲示すること

月次利用回数の申告と清算：所定の航海簿を翌月稼働日3日までに提出し、利用料金を清算すること

利用について：釣った魚の分配等は着岸までに終え、棧橋、駐車場等の施設内で行わないこと

- ・廿日市遊漁船の出航時の水道使用の禁止及び帰港時は着岸待ちの船がない場合のみ最長20分程度使用可能（但し水道ホース、接続具は各自用意のこと）

ごみは持ち帰ること、ごみコンテナへの投棄禁止

指定給油施設以外の施設内の給油の禁止

他の利用者が不愉快になるような行為（口論、大声、通路導線の妨げ、挨拶への無視など）をしないこと

棧橋にモノを設置しないこと（係船ロープ、防舷材は都度、船内に戻すこと）

陸上ヤード内への立入は禁止

五日市係船保管艇に触れないこと

駐車場、棧橋、等 施設内は禁煙とする

利用制限：花火大会時はビジター利用を停止する

五日市契約艇の利用で棧橋が混雑する場合はビジター利用を制限する

管理者の許可なくイベント、撮影等はできない 行う場合はマリーナ営業時間内に限る

フィッシングステーション加盟規約

第1条（目的・運営・会員）

本規約は、五日市漁港フィッシャリーナを安全かつ秩序ある状態で共同利用するためのルール順守を目的とし運営・管理は株式会社ひろしま港湾管理センター（以下「管理者」）が主導する。当該施設の遊漁船ビジター